

第 12 章 残土

残土と呼ばれる建設発生土は、谷間の埋立てや低地の嵩上げ、宅地造成や農地造成など土地の有効利用や不動産価値を高めるための貴重な資材である。

一方で、建設発生土が有効に再利用される量は排出量に比べてかなり少なく、最終的には処分場形態の埋立地に処分されているのが現状である。

千葉県に搬入される残土の多くは、東京都や神奈川県などの県外から東京湾を経由して搬入されている。

また、排出量も膨大なことから、廃棄物や有害物質等の混入による土壌や地下水の汚染問題等も懸念されるところである。

残土は廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないことから、法律上の明確な規制がないため、各自治体がそれぞれの条例によって規制を行っている。

1 残土埋立ての規制の流れ

本市では、残土の適正処分を事業者には義務付けることにより、環境の保全及び災害の発生の防止を図るため、平成元年 4 月に「君津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」を制定し、埋立て等を行おうとする場合は市の許可を得なければならないこととした。

当該条例には、防災上や工学上の構造基準を設けたものの、残土に含まれる有害物質等の規制はなく、他法令の許認可事業を適用除外とするなど、課題が残った。

このため、平成 8 年 12 月に「君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（通称：市残土条例）」を制定し、他法令の許認可事業についても適用させるとともに、埋立てに使用される土砂が土壌環境基準に適合し

ているかどうか検査することを義務づけ、平成 9 年 4 月に施行した。

一方、県では平成 9 年 7 月に「千葉県土砂等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（通称：県残土条例）」を制定し、3,000 m²以上の埋立て事業を県の許可の対象とした。

本市には広大な面積の山砂採取場が点在しており、これらの跡地の森林を再生し、景観や自然環境の修復整備を行っていくことが大きな課題となっているが、現状は大規模な残土処分が多くみられ、搬入される残土の多くは、海上輸送により県外から運ばれており、運搬過程において発生元の異なる別の土砂等が混ざる可能性が高いなど、これまでの規制では安全性に疑問があった。

2 改正残土条例

市では、使用する残土の発生、運搬、埋立てまでの一連の行為に対する監視及び規制を行い、良好な自然環境及び市民の健康で安全かつ快適な生活環境の保全を図るため、平成 24 年 3 月に残土条例を全部改正した（平成 25 年 1 月 1 日施行）。

新たな市残土条例は、県残土条例の適用除外を受け、従来まで県で規制等を行っていた 3,000 m²以上の埋立て事業についても市で規制を行うこととした。

市残土条例の主な改正点を下記に示す。

- ① 埋立て面積 500 m²以上の事業については、全て市残土条例の許可の対象とした。
- ② 埋立て区域の水質の安全基準を設定した。
- ③ 埋立て区域から 10m 以内の土地所有者の承諾を必要とした。
- ④ 埋立て面積が 3,000 m²以上の場合は、埋立て区域から半径 300m 以内の世帯の 8 割以上の承諾を必要とした。
- ⑤ 事前協議を行うこととした。
- ⑥ 埋立て等に使用する土砂等の発生元を千葉

県内に限定した。

- ⑦ 埋立て区域の表土の検査を必要とした。
- ⑧ 暴力団員には許可しないこととした。
- ⑨ 土砂等管理台帳の作成を義務付け、土量報告の頻度を強化した。
- ⑩ 地質検査と水質検査の頻度を強化した。
- ⑪ 許可申請には、手数料を徴収することとした。

平成 29 年度末現在の県残土条例の適用除外市町村を表 12-1 に示す。

3 残土埋立ての状況

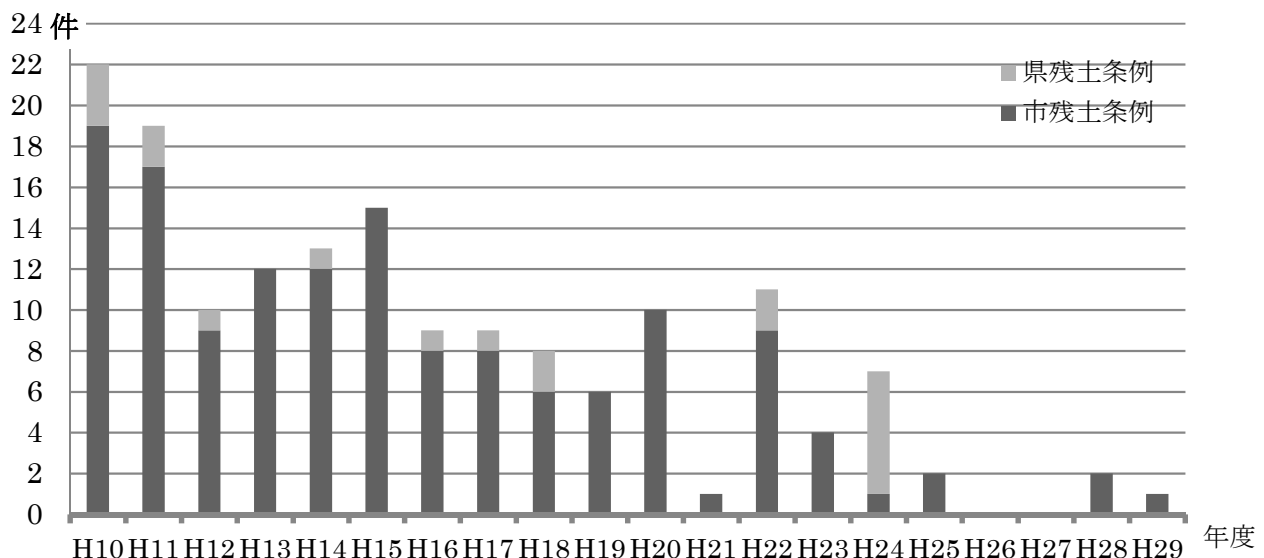
改正条例が施行された時点で許可を受けていた事業は、県残土条例による許可が 8 件、旧市残土条例による許可が 1 件であったが、平成 28 年度までにすべての事業が許可期間を満了している。

県残土条例及び市残土条例による許可件数の推移を図 12-1 に示す。改正条例により許可した事業は 6 件であり、5 件が山砂を用いた事業、1 件が残土を用いた事業である。そのうち、山砂を用いた事業の全てが完了している。

(表 12-1) 千葉県残土条例適用除外市町村

市町村名		適用除外日
1	千葉市	平成 15 年 4 月 1 日
2	船橋市	平成 15 年 4 月 1 日
3	芝山町	平成 15 年 4 月 1 日
4	佐倉市	平成 15 年 9 月 1 日
5	成田市	平成 16 年 6 月 1 日
6	神崎町	平成 16 年 8 月 1 日
7	八街市	平成 17 年 6 月 1 日
8	銚子市	平成 18 年 1 月 1 日
9	東金市	平成 18 年 1 月 1 日
10	山武市	平成 18 年 3 月 27 日
11	柏市	平成 20 年 4 月 1 日
12	四街道市	平成 20 年 10 月 1 日
13	木更津市	平成 22 年 10 月 1 日
14	勝浦市	平成 23 年 9 月 1 日
15	富津市	平成 23 年 10 月 1 日
16	君津市	平成 25 年 1 月 1 日
17	鋸南町	平成 27 年 10 月 1 日
18	大多喜町	平成 28 年 10 月 1 日
19	印西市	平成 29 年 4 月 1 日

(図 12-1) 県残土条例及び市残土条例による許可件数の推移



備考 同一事業による変更許可申請は件数に含まない。